

要 望 書

全国市議会議長会は、平成 28 年度産業経済施策について別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成 27 年 11 月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 岡 下 勝 彦
(高松市議会議長)

全国市議会議長会産業経済委員会
委員長 吉 田 益 美
(宗像市議会議長)

目 次

1	地方創生の推進	1
2	T P P 協定交渉	3
3	農業振興対策	4
4	林業振興対策	8
5	水産業振興対策	10
6	農林水産業共通対策	12
7	食の安全及び消費者の信頼確保対策	16
8	中小企業振興対策等	18
9	資源・エネルギー対策	20

1 地方創生の推進

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持していくためには、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくことが極めて重要である。

昨年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立・公布され、現在、国と地方は一致協力して地方創生に向けた取組を進めており、地方議会としてもそれぞれの地域において執行機関と連携し、施策の展開に取り組んでいるところである。

このようなことから、国においては、地方創生の更なる推進に向け、特に下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 まち・ひと・しごと創生事業費の安定的確保

地方が自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」について、将来にわたり 1 兆円を上回る額を安定的に確保すること。

2 包括的な交付金の創設

上記に加え、地方の創意工夫により、地方創生の取組を深化させるための新型交付金については、既存の補助金の単なる振替によることなく、縦割りの個別補助ではない包括的なものとし、地方が先行して取り組んでいる施策についても対象とするなど、その内容や規模について、地方の意見等を十分踏まえ、更なる検討を進めること。

また、新型交付金に係る地方の財政負担については、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

3 地方への分散を促進する誘導的な施策の推進

企業や人、物等について、東京一極集中から地方へ分散するよう、誘導的な施策を積極的に推進すること。

4 地方分権改革の一層の促進等

今後とも、地方創生の推進に当たっては、地方の意見の反映に努め、法令や制度等について柔軟に見直すなど地方分権改革を一層促進するとともに、地方議会が地域の実情に応じてその役割を適切に発揮できるよう、議会の権能強化に努めること。

2 TPP 協定交渉

1 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の大筋合意について

TPP 協定交渉については、米アトランタで開かれていた閣僚交渉の結果、10月5日に大筋合意へと至った。

この大筋合意を受け、政府は10月9日、全閣僚をメンバーとするTPP総合対策本部第1回会合を開き、TPPの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、強い農林水産業を造り上げるために万全の施策を講ずることを内容とする「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針」を決定するとともに、基本方針に基づく総合的なTPP関連政策大綱を策定することとしている。

農林水産業をはじめとする地域を支える各産業の持続的発展は、地域社会の活性化はもとより、地方創生の推進にとっても必要不可欠なものであるが、TPP協定は、国民生活やこれら各産業などの幅広い分野に対し、大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

よって、国においては、今回の大筋合意により受けることとなる影響等について明確な説明を行うとともに、農林水産業をはじめとする地域を支える各産業が、将来にわたり持続的に発展していけるよう、それぞれの地域の特性に応じ、再生・強化に向けた施策を講ずるよう強く要望する。

3 農業振興対策

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、輸入農産物の増大など極めて厳しい現状にあり、食料自給率は先進国中最低の水準に置かれている。

こうした中、農業地域の振興などにより農業の持続的な発展を図り、我が国の農業を再生することで、食料供給機能を向上させることが急務である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 経営所得安定対策について

経営所得安定対策については、農業者の経営安定を図るとともに、農業再生の基盤である集落営農の中心となる人材を育成し、持続的な「担い手づくり」に資するものとし、併せて必要財源を確保すること。

2 農業の持続的な発展に関する施策について

- (1) 国産農産物が安全・安心であることのPRや、地域社会の活性化、水源のかん養、国土の保全など、農業が持

つ多面的機能と重要性を広く国民に周知する活動を強化すること。

(2) 新規就業者の育成を強力に推進するとともに、新規学卒者やUターン就農者等、多様な就農者の育成・確保のため、研修制度や経営資金貸付制度など支援措置を充実させること。また、農業に重要な役割を占めている女性・高齢者の能力を十分発揮できる環境整備を促進すること。

(3) 農業等の経営安定と集落振興に有効な中山間地域等直接支払制度を継続させるなど必要な対策を講じ、農山村の振興・活性化を図ること。

(4) 過疎地域や中山間地域等を含め、全国的に増加している耕作放棄地の再生・利用のため、耕作放棄地再生利用対策等の拡充強化を図ること。

また、農地中間管理機構が業務の一部を市町村へ委託する場合には、必要な財政措置を講じること。

(5) 今般の農地制度改革において、農地転用許可権限を移譲することとされた「指定市町村」については、今後の協議の経緯を踏まえ、最終的には、移譲を求める全ての都市自治体を対象とすること。

また、「農用地区域内農地面積の目標」及び「都道府

県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」の策定に当たっては、地方六団体が平成 26 年 8 月に取りまとめた「農地制度のあり方について」の内容を十分に踏まえるとともに、地方の代表者と協議する場における議論の内容を十分に尊重し、その内容を適切に反映させること。

3 食料自給率向上及び国産農産物の消費拡大について

- (1) 水田を活用した米粉・飼料用米、麦、大豆等の作付拡大支援策など、食料自給率向上施策に関し、十分な財源を確保すること。
- (2) 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、外国への輸出を含む米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
- (3) 学校、病院や高齢者施設などの公共施設で供される給食等において、地域の農産物の積極的な利用を促す施策を展開すること。

4 畜産振興策の強化について

- (1) 高騰状況が続く配合飼料価格に対し、畜産・酪農経営を支援するため、配合飼料価格安定制度の安定運用や飼

料穀物備蓄対策事業の運用の弾力化など、配合飼料価格高騰対策の拡充強化を図ること。また、国内飼料を増産し飼料自給率を向上させるため、飼料増産総合対策事業等の拡充強化を図ること。

(2) 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実すること。また、畜産・酪農経営の安定と発展に資するため、畜産・酪農経営安定対策などの充実強化を図ること。

(3) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の侵入・まん延を防止するため、防疫・危機管理体制を強化するとともに、被害を受けた農家等に対する経営支援策などを充実すること。

4 林業振興対策

我が国林業は、木材価格の低迷やコストの増大等による採算性の悪化、林業従事者の減少や高齢化が進行しており、その結果、維持・管理が困難な森林が増加している。

森林は、国土の保全、水資源のかん養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業の健全な発展を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 林業発展のための施策について

- (1) 平成 23 年 7 月に策定された現行の「森林・林業基本計画」に基づく施策の着実な推進を図るとともに、平成 28 年度を始期とする「森林・林業基本計画」へ、主伐・再造林の推進をはじめとする資源の循環利用に向けた具体的政策を反映させるなど、地域林業における課題解消に向けた新たな政策の確立を図ること。

- (2) 森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、治山事業等の推進、林産物の供給体制等の支援、木材利用の促進、その他林業振興のための施策を推進すること。
- (3) 新たな林業技術労働者(「フォレスター」「森林施業プランナー」「現場技術者・技能者」)の育成・確保、林業事業体等の育成整備など担い手対策を拡充するとともに、路網整備等経営基盤の整備、森林施業の集約化や一層の機械化の導入など、効率的施業の推進を図ること。
- (4) 急峻地や山奥部のため、施行放棄されている私有林地域に対する森林整備制度を充実すること。

2 地球温暖化防止対策等について

国土の7割を占める森林を二酸化炭素吸収源として第一に位置づけること。また、二酸化炭素吸収源の算定基準である「整備された森林」を拡大するため、地方自治体に対する支援策の充実強化を図ること。

3 水源林の保全について

水源林地域の土地取得及び開発行為の実態を正確に把握し、森林の適切な管理及び水資源の保全を図ること。

5 水産業振興対策

我が国は広大な排他的経済水域を有し、水産資源の多様さは世界でも有数である。しかしながら、資源環境は世界的な水産物需要の増加により悪化し、漁業収益は安価な輸入水産物の過剰な流入や燃油価格の高騰により低迷している。

我が国の重要な資源である水産物を安定的かつ持続的に確保するためには、「水産日本の復活」を掲げた水産業の健全な発展を図ることが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 漁業者に対する経営支援策等の強化について

水産物の安定的な確保に必要な漁船漁業の維持・発展のため、漁業者に対する融資・信用保証などの経営支援策を強化するとともに、新規漁船建造の際の支援制度を拡充すること。

2 水産資源の維持等のための施策について

- (1) 適切な魚種の維持と漁業経営の安定化を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対する支援である資源管理・漁業経営安定対策等の拡充強化を図ること。
- (2) 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗放流等の支援策の充実に資する栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

3 養殖用配合飼料高騰対策について

高騰状況が続く養殖用配合飼料価格に対し、漁業経営を支援するため、漁業経営セーフティネット構築事業等の拡充強化を図ること。

4 担い手の確保・育成について

水産業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の確保・育成対策を推進すること。

6 農林水産業共通対策

農林水産業の振興は地方活性化の要であり、農林水産物の自給体制の整備は国家における重要責務であることから、その持続的な発展を図るための課題の解決に向けた対策を講じる必要がある。

よって、国においては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

1 6次産業化の着実な実施について

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した農山漁村における6次産業化への取組に対し、十分な予算を確保し、着実な実施を図ること。

2 野生生物による農林水産物被害の防止について

- (1) 有害鳥獣による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。

特に、広域的に関係機関・市町村が連携し、被害を防止するシステムの構築を支援するとともに、専門的知識を持った人材の育成強化を図ること。

(2) 有害鳥獣の捕獲を促進するとともに、捕獲鳥獣を地域資源として活用するため、鳥獣被害防止総合対策交付金について十分な予算を確保すること。

(3) 野生鳥獣の生息数及び生息分布域を正確に把握できる調査方法を確立した上、国において実施すること。

また、個体数管理、生息環境管理及び被害防止対策を一層推進し、安全かつ効率・効果的な対策を講じること。

特にサルについては大集団による群れで行動し、被害を受ける集落が特定できることから、集中的な被害防止対策と合わせて、群れを一斉捕獲して個体数調整を行うこと。

(4) 大量発生した場合、水産業に甚大な被害を及ぼす大型クラゲについて、発生の原因解明や抑制・駆除・処理に関する技術を早期に確立すること。

3 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃について

東日本大震災の発生から4年半以上が経過したものの、

各国・地域政府においては、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う水産物や農産品等の輸入規制が強化されており、食品の輸入停止や放射性物質検査証明書等の添付義務などによる規制措置が、今もなお取られているため、原発事故に起因する風評被害を防ぐとともに、被災地産品の海外輸出促進に向け、我が国産品の安全確保に対する措置の情報を各国・地域の政府、報道機関、国民へ迅速かつ正確に提供するなど、輸入規制の緩和・撤廃に向けた取り組みを一層、充実強化すること。

4 燃油価格高騰対策について

農林水産業の経営安定と諸施策の総合的な推進を図るため、燃油価格高騰対策をより一層強化すること。

5 農林水産物の価格の適正化について

農林水産物の適正な市場価格の形成や生産コストを削減する総合的な対策を強化するとともに、生産コストが販売価格へ適正に反映されるよう、流通・販売に対する監視機能を強化すること。

6 諸外国との貿易交渉について

経済連携協定（E P A）、自由貿易協定（F T A）、世界貿易機関（W T O）等諸外国との貿易交渉においては、農林水産業の安定・発展に資するよう努めること。

7 食の安全及び消費者の信頼確保対策

食の安全確保については、国民の健康な生活の基礎をなす重要なものであるが、福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染などにより、食の安全に対する国民の不安が広がっていることから、不正を見逃さない監視体制や安全管理・衛生管理体制の強化など、消費者の信頼回復を図るための取組がより一層求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 食の安全性確保への取組について

食に対する消費者の信頼を確保するため、生産履歴管理（トレーサビリティシステム）、農業生産工程管理（GAP）、危害分析・重要管理点（HACCP）などの普及促進により、産地から食卓までの食の安全性を高めること。

2 輸入食材等の安全確保について

輸入食材等の安全性に関しては、一層の監視及び検査体

制の強化・充実を図るとともに、消費者・販売者等への情報提供を迅速かつ適切に行うこと。

3 消費者安心・安全確保対策の推進について

- (1) 地方における消費者行政の充実・強化に向け、必要な財政支援措置の更なる拡充を図ること。
- (2) 消費者被害防止対策、消費者被害回復のための取組、及び生命・身体・財産の安心・安全確保のための施策に対する所要額を確保することにより、消費者安心・安全確保対策を強力に推進すること。

8 中小企業振興対策等

中小企業の景況は、原燃油の価格高騰、電気料金の引き上げ、電力需給問題等により、先行きの不安な状況が続いている。

地域に密着した中小企業の業況の改善は、地元経済・雇用のために非常に重要であり、地域の自立・発展に不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 中小企業への支援について

- (1) 金融セーフティネットの拡充強化を図るとともに、中小企業の資金繰りに支障を来たさないよう一層の対策を講じること。特に、為替変動などの影響を被っている中小企業に対する効果的な施策を早急に講じること。
- (2) 環境、健康、医療など新たな成長分野で事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、積極的な投資資金の提供を始めとする経営支援強化など、中小企業の成長

支援策を拡充すること。

2 地域資源の活用促進について

(1) 農林水産業と中小企業が地域資源を活用して新たな地場産物を創造する「中小企業地域資源活用プログラム」及び「農商工連携」等は、地域おこしの観点からも有効な施策であることから、その一層の拡充を図ること。

(2) 地域団体商標登録制度（地域ブランド）の活用促進を図ること。

3 地域商業の振興について

活力ある地域コミュニティを担う地域商業振興のため、中小商業活力向上事業や商店街振興組合の活動支援事業などの拡充強化を図ること。

4 電気料金及び原材料価格の上昇等に対する下請け中小企業の保護について

電気料金及び原材料価格の上昇等に伴う負担の増加について、親事業者が下請け中小企業に一方的に価格のしわ寄せをすることがないように、適切な措置を行うこと。

9 資源・エネルギー対策

我が国のエネルギー政策については、東日本大震災に伴って発生した深刻な原子力災害を踏まえ、今後、国民の安全・安心や環境の保全、我が国経済の持続的発展を前提とした将来にわたる総合エネルギー政策の在り方について検討を行っていくことが重要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 原子力発電所の安全・防災対策について

- (1) 原子力災害対策指針に基づく各地方自治体の地域防災計画が、実効性のあるものとなるよう、今後の検討課題も含め、きめ細かく対応・支援すること。
- (2) すべての原子力発電所敷地内及び周辺に存在するであろう活断層等や地震発生時の津波被害の想定等について、詳細な調査・研究を行った上で、その結果について速やかに情報を公開するとともに、万全な安全・防災対策を講じること。

- (3) 原発の立地及び周辺地域における住民の広域避難対策として、道路や施設、防災資機材等を早急に整備すること。
- (4) 原子力発電の万全な安全確保のため、原子力技術者並びに研究者の養成確保に努めること。また、放射性廃棄物の環境負荷低減の研究開発を着実に進めること。
- (5) 原子力発電所については、福島原発事故の原因を解明し、速やかにその原因を踏まえた万全の安全対策を講じること。
- (6) 国民の原子力に対する不安の解消を図るため、原子力発電所立地県に近接する都道府県・市町村のみならず全国民に対し、事業者は迅速かつ的確な情報を開示するとともに、情報公開体制の確立を図ること。また、意見や要望を聴取する場の設定に、国が指導性を発揮すること。
- (7) 府県を越えた広域避難等計画作成の協議にあたっては、国の責任において、その任を務めること。

2 再生可能エネルギー対策について

- (1) 太陽光や風力、バイオマス、地熱発電等の再生可能エネルギーの研究・開発に積極的に取り組むこと。また、発電施設の設置・建設について規制の緩和を講じるとと

もに必要な支援措置の充実を図り、安全で安定的な電力供給対策を実施すること。なお、固定価格買取制度の見直しについては、速やかに問題点を検証し、対応方針を示すこと。

(2) 農山漁村に賦存する水や風、バイオマス等の再生可能エネルギーを利用した発電は、地元での使用はもとより、販売による収益を地域発展に活用する事も可能であることから、「農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業」などによる支援策の拡充強化を図ること。

(3) 公共施設等における再生可能エネルギー発電施設の導入を促進する事業の充実強化を図ること。

3 電力供給の確保について

(1) 積極的な節電に取り組む事業所に対し、税制上の優遇措置等の支援を行うこと。また、事業所等の自家発電設備導入に当たって十分な支援を行うこと。

(2) 資金などの問題で十分な省エネルギー対策が困難な中小企業に対する省エネルギー機器購入時の補助拡大等、きめ細かな対策を強化すること。

(3) 長期的視野に立ったエネルギー施策として、全国的な電気周波数の統一を図ること。

4 レアメタル（希少金属）等の確保対策について

半導体や発光ダイオードなどの生産に必要不可欠な、レアメタル（希少金属）等の安定供給を確保するため、資源開発調査及びリサイクルの推進並びに代替材料の開発等を促進すること。

5 採石法の充実強化について

採石業者の登録、岩石の採取計画の認可等を規定する採石法について、採石業者に環境や自然生態系の保全に向けて更に厳密な採取計画の提出を義務づけるとともに、同法に違反した場合の罰則規定を新たに加えるなど、所要の改正を行うこと。